

#### ④事務委託（市町村相互間）（地方自治法第252条の14の規定に基づくもの）

（平成23年11月1日現在）

区 分	事務の種類	委託団体	受託団体	備考
数都道府県にわたるもの	下水処理事務	八幡市（京都府）	枚方市	
	児童・生徒の就学事務	京都市（京都府）	高槻市	
都道府県内のもの	休日診療事務	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市	
		太子町、河南町、千早赤阪村	富田林市	
	保育の実施	貝塚市、熊取町	熊取町、貝塚市	相互委託
		泉佐野市	貝塚市	
	上水道施設の管理運営	富田林市	河内長野市	
		豊能町	池田市	
	下水道の処理事務	東大阪市	大阪市	
		和泉市	堺市	
	ごみ処理事務	貝塚市、熊取町	熊取町、貝塚市	相互委託
		泉佐野市	貝塚市	
	し尿処理事務	熊取町	貝塚市	
		泉佐野市	貝塚市	
		堺市、大阪狭山市	大阪狭山市、堺市	相互委託
	児童・生徒の就学事務	貝塚市、熊取町	熊取町、貝塚市	〃
		堺市、和泉市	和泉市、堺市	〃
		泉大津市、和泉市	和泉市、泉大津市	〃
		泉大津市	高石市	
		泉佐野市	貝塚市	
		藤井寺市	八尾市	
		田尻町	泉佐野市	
	消防事務	泉南市	泉佐野市	
		太子町	富田林市	
		千早赤阪村	富田林市	
		高石市	堺市	
		箕面市	豊能町	
		泉佐野市	貝塚市	
	葬儀事務	泉佐野市	貝塚市	
再資源化事務	田尻町	泉佐野市		
大阪府から移譲される事務の一部	忠岡町	泉大津市		
	田尻町	泉佐野市		

#### ⑤機関の共同設置（市町村相互間）（地方自治法第252条の7の規定に基づくもの）

（平成23年11月1日現在）

機関の名称	事務の種類	設置団体
池田市豊能町能勢町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町
泉佐野市田尻町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町
阪南市泉南市岬町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町
河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	河南町、太子町、千早赤阪村
阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町
河南町、太子町及び千早赤阪村障害者給付認定審査会	障害者自立支援法に規定する審査判定業務	河南町、太子町、千早赤阪村
泉佐野市田尻町障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町
池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会	障害者自立支援法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町
池田市箕面市豊能町能勢町共同処理センター	大阪府から移譲される事務の一部	池田市、箕面市、豊能町、能勢町